

富山県部活動応援企業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、部活動において、指導者の確保や保護者等の費用負担の軽減等により、中学生または高校生のスポーツ・文化活動の機会を確保するため、部活動を実施する学校に対し、指導者の派遣や運営支援を行う本県の企業その他の団体（以下「企業等」という。）を、部活動を応援する企業等（以下「応援企業等」という。）として登録する富山県部活動応援企業登録制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の対象)

第2条 応援企業等として登録する対象は、別に掲げる支援（別表）を行う企業等であって、富山県内に本社又は事業所を置く企業又はスポーツ・文化関係団体等（国及び地方公共団体を除く。）とする。

(登録の申請)

第3条 応援企業等としての登録を受けようとする者は、富山県部活動応援企業登録申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(登録)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容が適正であると認めたときは、応援企業等として登録し、併せて当該登録企業等に対し、富山県部活動応援企業等登録証（様式第2号）（以下「登録証」という。）を交付する。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録日の属する年度の3月31日までとする。なお、登録の有効期間満了後、引き続き登録を希望する場合は、第3条に定める申請手続きを行うものとする。

(変更及び廃止の届出)

第6条 応援企業等は、次に掲げる事項に変更が生じた場合には、富山県部活動応援企業変更届出書（様式第3号）により、速やかに教育委員会に届けなければならない。

- (1) 企業等の名称
- (2) 企業等の所在地
- (3) 取組みの内容

(応援企業等への支援)

第7条 応援企業等は、登録証のロゴマークを使用した印刷物等により広告等を行うことができるものとする。

2 教育委員会は、次に掲げる措置等により、応援企業等の支援に努めるものとする。

- (1) 部活動の支援に積極的に取り組む企業等として、県のホームページや広報媒体等での紹介
- (2) その他必要に応じた支援

(登録の辞退)

第8条 応援企業等が登録継続の意思を失ったときは、交付した登録証を速やかに教育委員会に返還しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 教育委員会は、応援企業等が別表の各項に該当しないことが明らかになったとき、または法令に違反したとき、その他、応援企業等として適当でないと認めるときは登録を取り消すことができる。

2 応援企業等としての登録の取り消しを受けた者は、交付した登録証を速やかに教育委員会に返還しなければならない。

(個人情報取扱)

第10条 教育委員会は、本事業で知り得た個人情報については、適正に扱うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。

【別表】

(1) 部活動への指導者派遣
① 休日の部活動指導
② 勤務時間外の部活動指導
③ 勤務時間中の部活動指導
④ オンラインによる指導
(2) 部活動へ施設や用具の提供
① 施設の貸与（使用料の減免を含む）
② 用具等の提供
(3) 部活動支援事業への財政的支援
① 財政的な支援
② スポーツ飲料の提供
③ 感染症予防対策消耗品の提供
(4) 部活動への参加を促す制度の整備
① 地域活動休暇制度の整備
② 地域活動への参加の奨励
③ 休日における副業の推奨
(5) その他